

別表第5（第35条、第39条、第44条、第48条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1に定める方法を除く。）
リン 有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2に定める方法（ただし、規格K0102の65.26に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
ヒ 砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、土砂等の埋立て等に係る場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に係る場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
<u>クロロエチレン</u>	<u>検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下</u>	<u>地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成九年環境庁告示第十号。以下「地下水基準告示」という。）付表に掲げる方法</u>
1. 2 - ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1. 1 - ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス - 1. 2 - ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1. 1. 1 - トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1. 1. 2 - トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1. 3 - ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
フッ 弗素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又はK0102の34.1c）（注（6）第3文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
<u>1. 4 - ジオキサン</u>	<u>検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下</u>	<u>環境基準告示付表7に掲げる方法</u>

備考

1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「土壌基準告示」という。）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

2 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。